

# ○ 順天堂大学学則（案）

改正：令和5年4月1日

## 第1章 通則

### 第1節 目的、使命及び自己点検・評価等

**第1条** 順天堂大学(以下「本学」という。)は教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、医学、スポーツ健康科学、看護学、理学療法学、診療放射線学、臨床検査学、臨床工学、国際教養学及び健康データサイエンス学の理論と實際を教授・研究するとともに、全人教育をもって心身共に健全な公民を育成することを目的とし、科学及び技術の水準を高め文化の進展に寄与し、地域社会や国際社会の発展と人類の福祉に貢献することをその使命とする。

2 本学は、学部、学科ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別記の通り定める。

**第1条の2** 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、自己点検・評価委員会を設置し、本学における教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価を行うことに努めるものとする。

2 自己点検・評価委員会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

### 第2節 学部学科の組織

**第2条** 本学は、次の学部をもって組織し、それぞれ次に示す学科を置く。

- (1) 医学部 医学科
- (2) スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科
- (3) 医療看護学部 看護学科
- (4) 保健看護学部 看護学科
- (5) 国際教養学部 国際教養学科
- (6) 保健医療学部 理学療法学科 診療放射線学科
- (7) 医療科学部 臨床検査学科 臨床工学科
- (8) 健康データサイエンス学部 健康データサイエンス学科

### 第3節 教育課程

**第3条** 各学部の教育課程は、各学部規程に示す通りである。

### 第4節 卒業及び学士の学位授与

**第4条** 学長は、医学部に6年以上、スポーツ健康科学部、医療看護学部、保健看護学部、国際教養学部、保健医療学部、医療科学部又は健康データサイエンス学部に4年以上在学し、各学部規程に定める基準に合格した者について、教授会の審議を経て卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とし、卒業証書・学位記を授与する。

**第5条** 各学部卒業者には次に示す学士の学位を授与する。

- (1) 医学部 学士(医学)
- (2) スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科 学士(スポーツ健康科学)
- (3) 医療看護学部 学士(看護学)
- (4) 保健看護学部 学士(看護学)

- (5) 国際教養学部 学士(国際教養学)
- (6) 保健医療学部 理学療法学科 学士(理学療法学)
- (7) 保健医療学部 診療放射線学科 学士(放射線技術学)
- (8) 医療科学部 臨床検査学科 学士(臨床検査学)
- (9) 医療科学部 臨床工学科 学士(臨床工学)
- (10) 健康データサイエンス学部 学士(健康データサイエンス学)

2 学位については別に定めるところによる。

#### 第5節 修業年限、学年、学期及び休業日

**第6条** 修業年限は、医学部においては6年、スポーツ健康科学部、医療看護学部、保健看護学部、国際教養学部、保健医療学部、医療科学部及び健康データサイエンス学部においては4年とし、在学年限は、それぞれの修業年限の2倍を超えることはできない。

2 医学部、医療看護学部、保健看護学部、保健医療学部及び医療科学部における、同一学年の在学年限は2年とする。ただし、学長が特別の事情があると認める者については、各学部教授会の審議を経て、1年に限り延長を許可することができる。

**第7条** 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

**第8条** 学年を次の学期に区分する。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

**第9条** 定期休業日は次の通りとする。

- (1) 日曜日、及び国民の祝日に関する法律に定める休日
- (2) 創立記念日 5月15日
- (3) 春季休業 3月21日から4月10日まで
- (4) 夏季休業 7月21日から9月10日まで
- (5) 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

春季・夏季及び冬季休業の期間については、都合により各学部において変更することができる。

2 臨時休業は、その都度学長又は学部長が定める。

#### 第6節 入学、編入学、休学、転学、退学及び除籍

**第10条** 入学の時期は学年始めとする。

**第11条** 削除

**第12条** 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(7) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

**第 13 条** 学長は、前条の資格を有する者について学力、人物、健康等に関する選考を行い、教授会の意見を聞いた上で、入学を許可する。

**第 14 条** 入学志願者は、各学部所定の次の書類に入学検定料を添えて指定の期日までに提出しなければならない。

(1) 入学願書

(2) 削除

(3) 出身学校の調査書 これを欠く場合には資格証明書及び成績証明書

(4) 写真

(5) その他必要と認める書類

2 入学検定料は別に定める。

**第 15 条** 入学を許可された者は、指定期日までに本学所定の書類を提出し、入学金及び第 8 節に定める納入金を納めなければならない。この手続を行わないときは、入学許可を取り消すことがある。

2 入学金は医学部 200 万円、スポーツ健康科学部及び健康データサイエンス学部 20 万円、医療看護学部、保健看護学部、国際教養学部、保健医療学部及び医療科学部 30 万円とする。

3 既納の入学検定料、入学金は一切返還しない。

**第 15 条の 2** 各学部に編入学を志願する者があるときは、選考のうえ相当学年次に入学を許可することがある。

**第 15 条の 3** 各学部に転部を志願する者があるときは、選考のうえ相当学年次に転部を許可することがある。この場合の出願資格、選出方法等については別に定める。

**第 16 条** 保証人は、父又は母、若しくは父母が保証人となることができない場合は学費を支弁する者とし、学生の在学中その一身に関する事項について一切の責任を負うとともに、第 31 条に定める授業料及びその他の納入金の納入責任を連帯して引き受けるものとする。

**第 17 条** 削除

**第 18 条** 保証人の変更、転居など異動が生じたときは直ちに届出なければならない。

**第 19 条** 学生が病気その他やむを得ない事由によって、引続き 3 月以上修学することができないときは、休学願を学長に提出し、その指示を受けなければならない。

**第 20 条** 休学しようとする者は、その理由を明記し、保証人連署の上願い出なければならない。病気による休学には診断書を必要とする。

**第 21 条** 本学において、特に必要があると認められた者には、休学を命ずることがある。

**第 22 条** 休学期間は引続き 1 年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある者には、引続き学長の許可を得て更に 1 年ずつ 2 年間限り、期間を延長することがある。

2 休学期間の通算年限は、第 6 条に定める修業年限を超えることはできない。

- 3 休学期間は在学期間に算入しない。
- 4 休学者が 3 月以内に休学の事由が消滅したときは、休学の取消を学長に願い出ることができる。

**第 23 条** 休学の事由が消滅したときは、休学者は直ちに復学願を提出しなければならない。復学については、学長が指示を与える。

**第 24 条** 他の大学に転学を希望する者は、退学を許可された後にその手続を行わなければならない。

**第 25 条** 他の大学の学生で、本学に転学を志願する者には、願い出により欠員ある場合に限り、各学部教授会の審議を経て転学を許可することがある。

2 転学時の手続は入学時に準ずる。

**第 26 条** 学生が病気その他やむを得ない事由によって、退学しようとするときは、保証人連署の上願い出て学長の許可を受けなければならない。

2 退学した者が再び入学を志願するときは、選考の上許可することがある。

**第 27 条** 次の各号の一に該当する者は、当該学部の教授会の審議を経て、学長が除籍する。

(1) 第 31 条に定める授業料及びその他の納入金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(2) 第 6 条第 1 項に定める修業年限の 2 倍を超えてなお卒業できない者又は同条第 2 項に定める在学年限を超える者

(3) 第 22 条に定める休学期間を超えてなお就学できない者

(4) 長期にわたり行方不明の者

(5) 在学中に死亡した者

第 7 節 出席及び欠席

**第 28 条** 学生は各授業科目につき所定の履修時間の 3 分の 2 以上出席しなければならない。

**第 29 条** 欠席者はその理由を速かに届出なければならない。

2 病気欠席 7 日以上に及ぶときは、医師の診断書を添えなければならない。

**第 30 条** 欠席届の日数は、引続き 30 日を超えてはならない。もし 30 日を経過してもなおその事由がやまないときは、そのつど改めて手続を取らなければならない。

第 8 節 授業料及びその他の納入金

**第 31 条** 学生は、授業料、施設設備費、教育充実費及び実験実習費(以下、授業料及びその他の納入金という。)を 4 月 1 日から 4 月 30 日までに納入しなければならない。

ただし、事情により次のとおり分納することができる。

第 1 期 4 月 1 日から 4 月 30 日まで半額以上

第 2 期 9 月 1 日から 9 月 30 日までに残額

2 授業料は年額、次のとおりとする。

医学部 1 年次 70 万円 2 年次以降毎年次 200 万円

スポーツ健康科学部 70 万円

医療看護学部 90 万円

保健看護学部 90 万円

国際教養学部 100 万円

保健医療学部 100 万円

医療科学部 100 万円

健康データサイエンス学部 100 万円

但し、教職課程を受講する場合には各学部が別に定める金額を加算する。

3 施設設備費は年額、次のとおりとする。

医学部 1 年次 20 万円 2 年次以降毎年次 86 万円

スポーツ健康科学部 30 万円

医療看護学部 30 万円

保健看護学部 30 万円

保健医療学部 30 万円

医療科学部 30 万円

健康データサイエンス学部 30 万円

4 教育充実費は年額、次のとおりとする。

医学部 2 年次以降毎年次 72 万円

スポーツ健康科学部 毎年次 15 万円

国際教養学部 25 万円

健康データサイエンス学部 10 万円

5 実験実習費は年額、次のとおりとする。

医療看護学部 35 万円

保健看護学部 1 年次 14 万円 2 年次以降毎年次 42 万円

保健医療学部 1 年次 15 万円 2 年次以降毎年次 48 万円

医療科学部 1 年次 15 万円 2 年次以降毎年次 48 万円

但し、医療看護学部において、保健師教育に関する実習を受講する場合には 5 万円を、助産師教育に関する実習を受講する場合には 35 万円を、それぞれ加算する。

**第 32 条** 授業料、施設設備費及び教育充実費は、休学中の者も納入しなければならない。ただし、事情により減免することがある。

**第 33 条** 授業料及びその他の納入金を未納の者は、第 77 条、第 105 条、第 121 条、第 127 条、第 134 条、第 141 条、第 147 条及び第 153 条に定める試験の受験及び一切の証明書の請求ができない。

**第 34 条** 既納の授業料及びその他の納入金は、一切返還しない。

第 9 節 職員組織

**第 35 条** 本学に学長、学部長、附属医(病)院長、学生部長、学術メディアセンター長、総務局長を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

3 本学に副学長を置くことができる。副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

4 事務組織については、別に定めるところによる。

**第 36 条** 本学に教授、先任准教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員、事務職員

その他必要な職員を置く。これらの定員及び資格については、別に定めるところによる。

- 2 本学に名誉教授、特任教授、特任先任准教授、特任准教授、特任助教、客員教授及び客員准教授を置くことができる。これらについては、別に定めるところによる。
- 3 医学部に学科目制及び講座制を設ける。学科目制及び講座制については、別に定めるところによる。
- 4 スポーツ健康科学部、医療看護学部、保健看護学部、国際教養学部、保健医療学部、医療科学部及び健康データサイエンス学部に学科目制を設ける。学科目制については、それぞれ別に定めるところによる。

#### 第10節 教授会

**第37条** 各学部に教授会を置く。教授会の組織及び運営については、この学則に定めるもののほか、順天堂大学学部教授会運営規程による。

2 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) その他、教育研究に関する重要な事項で学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、当該学部の教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。

4 学長は教授会に出席し、意見をのべることができる。

5 学部長は、教授会構成教員以外に必要と認めるときは、他の教職員を出席させることができる。

**第38条** 教授会は学部長が招集して、その議長となる。学部長に事故あるときは、学部長は議長代理を指名する。

2 教授会は毎月1回定例会を開く。ただし、学部長が必要と認めるときは、臨時教授会を開くことができる。

**第39条** 教授会は公開しない。

**第40条** 削除

**第41条** 削除

**第42条** 教授会構成員は教授会に附議しようとする事項を学部長に申請することができる。

**第43条** 教授会は定員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

2 教授会が学長に述べる意見を決定する場合には、出席数の過半数をもって議決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

**第44条** 学部長は教授会で審議された事項を学長に報告し、学長の決裁を経て必要な事項を公表する。

**第45条** 削除

#### 第11節 大学協議会

**第46条** 本学に教育・研究に関して全学に共通する事項を審議する機関として大学協議会を置く。

2 大学協議会については別に定めるところによる。

#### 第12節 収容定員

**第47条** 本学の収容定員を次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	総定員
医学部	医学科	105	630
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	600	2,400
医療看護学部	看護学科	220	880
保健看護学部	看護学科	130	520
国際教養学部	国際教養学科	240	960
保健医療学部	理学療法学科	120	480
	診療放射線学科	120	480
医療科学部	臨床検査学科	110	440
	臨床工学科	70	280
健康データサイエンス学部	健康データサイエンス学科	100	400

#### 第13節 専攻生

**第48条** 各学部に専攻生を置く。

2 専攻生については別に定めるところによる。

#### 第14節 大学院

**第49条** 本学に大学院を置く。

2 大学院については別に定めるところによる。

#### 第15節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国学生

**第50条** 各学部において特定の分野につき研究しようとする者に対しては、各学部教授会において選考の上、支障のない場合に限り、これを研究生として入学を許可する。

**第51条** 研究生の資格は各学部卒業と同一程度とする。

**第52条** 研究生は所定の入学金及び研究料を納入しなければならない。

**第53条** 研究生の細目については別に定めるところによる。

**第54条** 削除

**第54条の2** 各学部において特定の授業科目を選んで単位修得を志願する者があるときは、各学部教授会において選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生は所定の入学金及び授業料を納入しなければならない。

3 科目等履修生の細目については別に定めるところによる。

**第54条の3** 各学部において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、各学部教授会において選考の上、聴講生としてこれを許可することがある。

2 聴講生は所定の入学金及び聴講料を納入しなければならない。

3 聴講生の細目については別に定めるところによる。

**第54条の4** 他の大学又は外国の大学の学生で、各学部において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、各学部教授会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することがある。

2 特別聴講学生は所定の聴講料を納入しなければならない。ただし、本学と当該他の大学又は外国の大学との間において特段の定めがある場合、その定めに従う。

3 特別聴講学生の細目については別に定めるところによる。

**第 55 条** 外国人で第 13 条によらないで本学に入学を志願する者があるときは、当該学部の定めるところにより、外国学生としてこれを許可することがある。

2 前項の規定により入学を志願する者は、所定の書類を提出しなければならない。

**第 56 条** 第 14 条、第 15 条及び第 31 条の規定にかかわらず国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日 文部大臣裁定)に基づき入学する外国学生については、入学検定料、入学金、授業料及びその他の納入金を徴収しない。

**第 57 条** 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国学生に対しては、本節のほか学生の規定を準用する。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生に対しては、卒業、学士の学位、修業年限及び授業料に関する規定は適用しない。

#### 第 16 節 学寮

**第 58 条** 本学に学寮を置く。

2 寮則については別に定めるところによる。

#### 第 17 節 附属施設

**第 59 条** 本学に学術メディアセンターを置く。

2 学術メディアセンターは、本学教職員及び学生の研究、調査に資するため、図書その他文献並びに研究資料(以下「学術メディアセンター資料」という。)を収集管理し、利用に供するところとする。

3 学術メディアセンターは、本学における図書の購入、受入及び寄贈並びに委託に関する事務を処理し、学術メディアセンター資料の保管管理にあたる。

4 前項の事務処理のために、司書、司書補、事務員、その他必要な職員を置く。

5 学術メディアセンター長は、教授又は事務員をもって充て、学長がこれを任免する。教授が学術メディアセンター長を兼務する場合の任期は 2 年とする。ただし、重任を妨げない。

6 学術メディアセンター長は学術メディアセンター運営に関する事務を統括する。司書以下は、学術メディアセンター長の指揮をうけて事務を分掌する。

**第 60 条** 医学部に附属医(病)院を置く。

2 附属医(病)院については別に定めるところによる。

#### 第 18 節 厚生保健

**第 61 条** 厚生保健については別に定めるところによる。

#### 第 19 節 賞罰

**第 62 条** 学生で、他の範とするに足る者があるときは、これを表彰することができる。

**第 63 条** 学生で、学生の本分にもとり、本学則その他学生に関する諸規則に反し、または本学の秩序を乱し、あるいは本学の名誉を傷つける言動ある者は、これを懲戒に処する。

**第 64 条** 懲戒は、これを分けて譴責、停学及び退学の 3 種とする。ただし、懲戒に

よる退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ命ずるものとする。

- (1) 操行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その学生としての本分に反した者

#### 第 20 節 奨学制度

**第 65 条** 本学に学資補助による奨学制度を置く。

**第 66 条** 学資補助は申請者中から次の条件を備える者に対して行なう。

- (1) 学業成績と人物が共に優秀であること。
- (2) 身体が健康であること。
- (3) 学資の補助を要すること。

**第 67 条** 学資補助を受ける者は、各学部教授会において選考の上推薦し、学長がこれを決定する。

**第 68 条** 奨学制度については別に定めるところによる。

#### 第 21 節 学則の改廃

**第 68 条の 2** この学則の改廃は、学長においてあらかじめ関係学部の教授会及び大学協議会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

第 2 章 医学部規程 **第 69 条～第 91 条 (略)**

第 3 章 スポーツ健康科学部規程 **第 92 条～第 102 条 (略)**

第 4 章 医療看護学部規程 **第 117 条～第 122 条 (略)**

第 5 章 保健看護学部規程 **第 123 条～第 128 条 (略)**

第 6 章 国際教養学部規程 **第 129 条～第 136 条 (略)**

第 7 章 保健医療学部規程 **第 137 条～第 142 条 (略)**

第 8 章 医療科学部規程 **第 143 条～第 148 条 (略)**

第 9 章 健康データサイエンス学部規程

#### 第 1 節 教育課程

**第 149 条** 健康データサイエンス学部における教育課程は、本節の定めるところによる。

2 学生は、本条以下に規定するところにより、所定の授業科目を履修しなければならない。

**第 150 条** 授業科目、配当学年並びにその単位数及び時間数は、別表第 10 のとおりとする。

2 学生が、予め教授会で認定した他学部開講授業科目(単位を含む。)を履修し、単位を修得した時は、30 単位を超えない範囲で、本学部選択単位に充当することができる。

3 本学部が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が他の大学又は短期大学において修得した単位を、30 単位を超えない範囲で、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

## 第2節 履修及び進級・卒業

**第151条** 授業科目に対する単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、教室内の15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験実習及び実技については、履修はすべて実験室、実習場等で行われるものとして45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項各号に定める授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

**第152条** 学生は、第150条別表第10に示すところにより、それぞれの単位を取得しなければならない。

2 選択科目は当該学年区分に配当された科目だけでなく、他学年区分に配当された科目をも選択履修することができる。

3 履修の方法については、別に定める。

**第153条** 試験及び評価については、別に定める。

**第154条** 学長は、健康データサイエンス学部に4年以上在学し、第150条の規定による単位を取得した者について、教授会の審議を経て、卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とする。

### 附 則

この学則は、昭和27年4月1日から施行する。

(中略)

### 附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 第47条に定める健康データサイエンス学部の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

#### 健康データサイエンス学部

令和5年度	100名
令和6年度	200名
令和7年度	300名

別記 学部、学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的(第1条第2項関係)

(医学部) (略)

(スポーツ健康科学部) (略)

(医療看護学部) (略)

(保健看護学部) (略)

(国際教養学部) (略)

(保健医療学部) (略)

(医療科学部) (略)

(健康データサイエンス学部)

学是「仁」の精神に基づき、幅広い教養に裏付けられた豊かな人間性と高い倫理観、国際性を育み、数理統計、コンピュータサイエンスの基礎の上にデータの収集・加工・分析・解析等、データサイエンスに関する専門知識と技術を修得するとともに、健康・医療・スポーツ領域を理解するための基本的な知識を学修し、健康・医療・スポーツ領域に係るデータを基にデータサイエンスを応用して課題解決の方策を考案・提言し、新たな価値やサービスを生み出すことのできる実践能力を身につけ、自己成長を目指して主体的に学修を継続できる人材を養成することを目的とする。そのために、以下の目標を定める。

- (1) 健康・医療・スポーツ領域に関する基本的知識を修得する。
- (2) 健康・医療・スポーツ領域に係るデータサイエンスの実践能力を修得する。

順天堂大学学則 別表

医学部 (略)

スポーツ健康科学部 (略)

医療看護学部 (略)

保健看護学部 (略)

国際教養学部 (略)

保健医療学部 (略)

医療科学部 (略)

授業科目		配当 年次	単位数		備考	
			必修	選択		
人間と 社会の 理解	現代社会と倫理	1~4		2	8 単位以上	
	科学と哲学	1~4		2		
	英語圏文化と文学	1~4		2		
	国際コミュニケーション論	1~4		2		
	グローバル人材論	1~4		2		
	人間関係論	1~4		2		
	心理と行動	1~4		2		
	世界の人権問題	1~4		2		
	法と社会	1~4		2		
	企業と会計	1~4		2		
	現代の企業経営	1~4		2		
	国際経済論	1~4		2		
	日本近現代史	1~4		2		
	社会学	1~4		2		
	社会保障社会福祉論	1~4		2		
	科学・技術・社会と環境問題	1~4		2		
	情報社会と人間	1~4		2		
	医療と現代社会	1~4		1		
スポーツと現代社会	1~4		1			
自然 科学の 理解	生物学（基礎）	1		2	8 単位以上 (必修 4 単位含む)	
	物理学（基礎）	1		2		
	数学（基礎）	1		2		
	微分と積分（基礎）	1		2		
	線形代数学（基礎）	1	2			
	統計学（基礎）	1	2			
	数理・情報リテラシー	1		2		
外国語の 理解	総合英語Ⅰ	1	1		10 単位以上 (必修 6 単位含む)	
	総合英語Ⅱ	1	1			
	総合英語Ⅲ	1	1			
	総合英語Ⅳ	1	1			
	英語表現Ⅰ	1	1			
	英語表現Ⅱ	1	1			
	Intensive EnglishⅠ	2		1		
	Intensive EnglishⅡ	2		1		
	Intensive EnglishⅢ	2		1		
	Intensive EnglishⅣ	2		1		
	中国語Ⅰ	2		2		
	中国語Ⅱ	2		2		
	フランス語Ⅰ	2		2		
フランス語Ⅱ	2		2			
健康 と ボス	スポーツ実技	1	1		必修 1 単位	選択 3 単位 以上
	スポーツ健康運動方法論	1		1		
ア 支 援	キャリアデザイン論	1	2		必修 2 単位	
	文章表現法／論文・レポートの書き方	1		2		
	ディベート	2		2		

授業科目		配当 年次	単位数		備考	
			必修	選択		
専門科目	コンピュータ基礎科目	コンピュータ概論	1	2	13 単位以上 (必修 9 単位含む)	
		コンピュータ基礎演習	1	1		
		プログラミング演習Ⅰ	1	1		
		プログラミング演習Ⅱ	2	1		
		プログラミング演習Ⅲ	2	1		
		オペレーティングシステム	1	1		
		情報通信の仕組み	2	2		
		情報セキュリティⅠ	2	2		
		コンピュータアーキテクチャ	2	2		
		コンピュータネットワーク	2	2		
		情報可視化概論	2	2		
	数理統計データサイエンス基礎科目	微積分学Ⅰ	1	2	必修 17 単位	
		微積分学Ⅱ	1	2		
		線形代数学Ⅰ	1	2		
		線形代数学Ⅱ	1	2		
		確率と統計Ⅰ	1	2		
		確率と統計Ⅱ	1	2		
		データサイエンス概論	1	2		
		データサイエンス基礎演習	2	1		
		情報倫理	2	2		
	健康医療スポーツ科目	人体の機能と構造	1	1	必修 12 単位	
		医療概論	1	1		
		医療情報学	2	2		
		臨床医学総論Ⅰ	2	2		
		臨床医学総論Ⅱ	2	2		
		衛生・公衆衛生学総論	2	2		
		医療データマネジメント論	2	2		選択4単位 以上
		医療経営概論	2	2		
		健康と情報管理・活用	2	2		
		生体情報解析基礎	2	2		
		医療安全管理論	3	2		
		スポーツ健康科学Ⅰ	2	2		
		スポーツ健康科学Ⅱ	2	2		選択4単位 以上
健康と栄養・運動		2	2			
スポーツと科学コミュニケーション		2	2			
ヘルスプロモーション		2	2			
生涯スポーツ論		2	2			
スポーツと心理		2	2			

授業科目		配当 年次	単位数		備考	
			必修	選択		
専門科目	コンピュータ科目	データ構造とアルゴリズム	2	1		必修4単位
		データベース	2	1		
		組み込みシステム	3	2		
		計算科学の応用	3		2	
		プログラミング演習Ⅳ	2		1	
		プログラミング言語論	3		2	
		情報可視化演習	3		1	
		情報セキュリティⅡ	3		2	
		情報セキュリティⅢ	4		1	
		ネットワークセキュリティ	4		1	
	数理統計データサイエンス科目	多変量データ解析	2	1		必修9単位
		統計モデリング	2	1		
		グラフ理論と最適化	3	1		
		応用統計	3		2	
		機械学習	3	2		
		機械学習演習	3	1		
		人工知能	3	2		
		人工知能演習	4	1		
	健康医療データサイエンス科目	健康医療統計学	3		2	○ ○ ○ ○ ○ ○の科目の7単位を修得し、残りの科目とスポーツデータサイエンス科目より11単位以上選択
		健康医療統計学演習	3		1	
		医療データ解析	3		1	
		保健衛生データ解析	3		1	
		保健医療シミュレーション	3		2	
		生体情報解析演習	3		1	
		医療情報システム論	3		2	
		臨床研究とデータサイエンス	4		2	
医療と健康のデータサイエンス		4		2		
医薬品情報とデータサイエンス		4		2		
スポーツデータサイエンス科目	スポーツの数理科学	3		2	◎ ◎ ◎ ◎ ◎の科目の8単位を修得し、残りの科目と健康医療データサイエンス科目より10単位以上選択	
	スポーツデータリテラシー	3		2		
	スポーツとマーケティング	3		2		
	スポーツとモデリング	3		2		
	スポーツデータサイエンスⅠ	3		2		
	スポーツデータサイエンスⅡ	3		1		
	スポーツの流体力学	4		2		
	バイオメカニクスと運動計測	4		1		
総合研究	健康データサイエンス実践論	3		2	8単位以上 (必修6単位含む)	
	スポーツデータサイエンス実践論	3		2		
	インターンシップ	3		2		
	総合演習	3	2			
	卒業研究	4	4			
合計				70	143	総単位127単位以上

## ○順天堂大学学部教授会運営規程

[平成 20 年 11 月 1 日 規第平 20—6 号]

(趣旨)

第 1 条 この規程は、順天堂大学学則第 37 条の規定に基づき、学部教授会（以下「教授会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第 2 条 教授会は、当該学部の専任教授及び先任准教授（当該学部を基礎とする大学院研究科の専任教授及び先任准教授を含む。）をもって構成する。

2 当該学部長（以下「学部長」という。）は、あらかじめ学長に諮り教授会の議を経て、当該学部を併任している他の教職員（教授、先任准教授又は相当の者）を教授会の構成員に加えることができる。

(構成員以外の者の出席)

第 3 条 学長は、教授会に必要に応じ自ら出席できる。

2 学部長が必要と認めるときは、教授会の構成員以外の者を教授会に出席させることができる。

(開催)

第 4 条 教授会は、原則として毎月 1 回定例会を開催する。ただし、8 月の定例会は、特に必要のある場合のほか開催しない。

2 学部長が必要と認めるときは、臨時教授会を開催することができる。

(審議事項)

第 4 条の 2 教授会は当該学部の教育研究に関する次の事項を審議する。

- (1) 教育職員の教育研究業績の審査に関する事項
- (2) 学部内各委員会の設置廃止並びに委員の選出に関する事項
- (3) 学部教育に関する事項
  - ア 学科課程及び学科担当に関する事項
  - イ 学生の入学、進学、退学、休学、転学、除籍及び賞罰に関する事項
  - ウ 学生の試験、卒業及び学位授与に関する事項
  - エ 教育施設に関する事項
- (4) 学生の指導及び厚生に関する事項
- (5) 研究に関する事項
- (6) 図書に関する事項
- (7) 大学協議会に附議すべき議案に関する事項
- (8) 学長、学部長から諮問された事項
- (9) その他教育研究に関する事項

2 前条第1号の規定にかかわらず、教育職員のうち教授の教育研究業績の審査に関する事項は、教授のみをもって構成される委員会で審議する。

(付議)

第5条 教授会の構成員が教授会に付議する事項があるときは、原則として教授会開催日の7日前までに、文書をもって学部長に申請するものとする。

2 教授会が設置する各委員会の委員長は、所掌事項についてあらかじめ議決を要する事項と報告する事項とに区分し、所要の資料を付して、学部長に提出するものとする。

(定足数の算定)

第6条 出席者の定足数の算定にあたり、長期国外にある者については、構成員の定数に加えない。

2 国内にあって、校務の必要等の事由により学部長に許可され、委任状をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。ただし、選挙に関しては、事前の不在者投票を認める。

3 やむを得ない事由により教授会に出席できない者は、あらかじめ理由を付した書面をもって、学部長に届け出るものとする。

(議事録)

第7条 教授会の議事は、議事録に記録し、議長が署名する。

第8条 削除

(庶務)

第9条 教授会の庶務は各学部又はキャンパス事務室(部)が行う。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は教授会の議を経て学部長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経、理事会の承認を得て学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成20年11月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、医学部教授会運営細則、スポーツ健康科学部教授会運営細則及び医療看護学部教授会運営細則は廃止する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。